地方独立行政法人制度の概要

1 目的等

地方独立行政法人制度は、地方公共団体が、一定の業務について、地方公共団体 とは別の法人格を有する団体を設立し、自律的かつ弾力的な業務運営を可能にする とともに、その業務の実績について、第三者委員会が適切に事後評価を行うことに より、業務の効率性やサービス水準の向上を図ることを目的とする。

「地方独立行政法人」とは、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体にゆだねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人

特定地方独立行政法人 役職員に地方公務員の身分を与える法人(業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人、又は業務の中立性・公正性を特に確保する必要がある法人)

-般地方独立行政法人 特定地方独立行政法人以外

2 対象業務

試験研究

大学の設置・管理 (=公立大学法人)

公営企業相当事業の経営

社会福祉事業の経営

その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

既存組織の移行だけでなく、新設も想定

3 設立手続

・県が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣が認可。

4 財産的基礎等

- ・出資者は、地方公共団体に限る。
- ・設立法人の業務に関する県の一定の権利・義務は、当該法人が継承。

5 役職員

- ・理事長及び監事は、知事が任命・解任。
- ・その他の役員及び職員は、理事長が任命・解任。
- ・県から法人への職員の引継ぎ、退職手当の通算等について適切に手当。

6 目標による管理と評価の仕組み

・国の独立行政法人と同様に、[目標 計画 評価 業務運営への反映]という流れ を義務づけ。

- ・中期目標(3~5年)は、知事が議会の議決を経て定める。
- ・中期計画 (")は、法人が作成し、知事が認可。
- ・年度計画は、法人が作成し、知事に届出。
- ・中期目標期間に係る事業報告書は、法人が作成し、知事に提出。
- ・各年度及び中期目標期間の事業実績の評価は、評価委員会が行い、 結果を法人及び知事に通知。
- ・知事は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・知事は、中期目標期間終了時に、法人の組織・業務全般にわたり見直し。

7 財務及び会計

- ・法人の会計は、原則として企業会計原則による。
- ・財務諸表等は、毎事業年度、法人が作成し、知事が承認。
- ・毎事業年度の剰余金は、中期計画で定めた使途に充てることが可能。

8 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額を、運営交付金として県から交付。
- ・県からの長期借入金を除き、長期借入及び債権発行をすることはできない。
- ・法人が徴収する料金は、その上限について知事が議会の議決を経て行う認可が必要。
- ・重要な財産の処分等は、知事が議会の議決を経て行う認可が必要。

9 公立大学法人に係る特例規定

- ・一般地方独立行政法人(=役職員の身分は非公務員)とする。
- ・設立には、総務大臣及び文部科学大臣の認可が必要。
- ・中期目標の期間は、6年間とする。
- ・中期目標設定に当たり、知事は、あらかじめ法人の意見を聴取し、当該意見に配慮 する。
- ・中期目標に係る評価を行うに当たり、評価委員会は、大学の認証評価機関の評価を 踏まえる。
- ・理事長は、原則学長を兼ねる。(定款で定めるところにより、学長と理事長を別に任命することが可能。)
- ・学長となる理事長の任命については、大学の意向を尊重する。
- ・経営に関する重要事項を審議する機関〔経営審議機関〕、教育研究に関する重要事項を審議する機関〔教育研究審議機関〕を設置。

10 その他

・知事及び認可権者(総務大臣等)は、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法 行為等の是正命令権を行使できる。

いずれも公表